

経審博士 13 のとび・土工と解体の技術職員の入力方法

1. 「解体工事業」に係る技術職員の経過措置

解体工事業導入に伴う技術職員の振り分けにより、経審点数が低下することを避けるため、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなします。(通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認めるもの。)

改正法施行時点で「とび・土工工事業」の技術者は平成 33 年 3 月 31 日まで「解体工事業」の技術者としてとみなされます。

経審博士 13 シリーズを使用して具体的な入力方法に関して下記に説明します。

改正前に、1 級土木施工管理技士を持っている技術職員が「土木」と「とび・土工・コンクリート」の技術資格を持っているときは、下記のように申請を行っていました。

[経審博士画面]

[申請のための技術職員名簿]

別紙二

(用紙A4)
20005

技術職員名簿

頁数 61 001 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	専任基準日 現在の 満年齢	業種 コード s	有資格 区分 コード 6	講習 受講 コード 10	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号
1		吉田智樹	昭和30年1月2日	61	6201	1113	1051	1131	1	第12345678901号
2		中村幸弘	昭和31年2月3日	60	6201	2121	1132	2122	2	

(株) 経審研究所 資料

改正後は、1級土木施工管理技士を持っている技術職員が「土木」と「とび・土工・コンクリート」「解体」を申請するときには、下記のように申請を行いません。

[経審博士画面]

土木の申請は今までと同様ですが、「とび・土工・コンクリート」と「解体」を申請する場合には、技術資格コードは「113」ではなく、経過措置時に採用する技術資格コード「11A」1級土木施工管理技士(附則第4条該当)を選択し、工種コードは「99」を指定します。

上記の登録により、経過措置の間のみ一人の技術者で「土木」、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の3資格を選択することが可能となります。

No	名称	生年月日	継続雇用	工種1	工種名1	資格1	資格名1	講習1	工種2
1	0101 吉田智樹	昭和30年01月02日		01 土 木 一 式	113	1級土木施工管理技士	受講	05	

資格	資格	工種コード	工種名	資格者コード	資格名	講習受講
資格①	資格	01	土 木 一 式	113	1級土木施工管理技士	受講
資格②	資格	99	とび+解体	11A	1級建設機械施工技士(附則第4条)	受講

[申請のための技術職員名簿]

別紙二

(用紙A4)
20005

技 術 職 員 名 簿

頁 数 61 001 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	専任 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講 区 分 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号
1		吉田智樹	昭和30年1月2日	61	6201	113	99	11A	受講	第12345678901号
2		中村幸弘	昭和31年2月3日	60	6201	212	113	212	2	

資格コード	工種名	点数	工種名	点数
<input checked="" type="checkbox"/> 11A	とび+解体	5	とび+解体	5

以上